

産前・産後ヘルパー派遣事業

妊娠中や出産後に心身の不調などによって家事や育児に支障がある方に、家事や育児などのホームヘルプサービスが受けられる事業です。

♥ 利用できる方

鳴門市に住民票があり、家族等から援助を受けることができず、次のいずれかに該当する世帯。

- ①妊娠中で、心身の不調等により、日中家事または育児を行う人がいないため、支援が必要な世帯。
- ②産後4か月（双子以上の家庭は産後6か月）未満で、かつ心身の不調等により、日中、家事または育児を行う人がいないため、支援が必要な世帯。
- ③その他、市長が特に援助が必要と認める世帯。

※感染症にかかっている方、またはその疑いのある方、入院又は治療が必要な方は、利用できません。



★ 利用できる日時・回数・利用料金

<利用できる日時>

- ◆月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ◆1日2時間以内 1日1回まで

<利用できない日>

- ◆土曜日・日曜日・祝日
- ◆12/29～1/3

<利用できる日数>

- ◆32日まで

<利用料金>

- ◆2時間300円
（生活保護世帯は無料）
- ※生活必需品の買い物等は別途実費が必要

♣ サービスの内容

<家事援助>

- ◆食事の準備・後片づけ
- ◆衣類の洗濯・補修
- ◆居室などの掃除・整理整頓
- ◆生活必需品の買い物
- ◆関係機関との連絡
- ◆その他、市が認める家事援助

<育児援助>

- ◆授乳の準備・後片づけ
- ◆おむつ交換の補助
- ◆沐浴介助の補助
- ◆育児環境の整備
- ◆その他、市が認める育児援助



※このサービスは、利用者と赤ちゃんが一緒にいる場所で行います。

※ヘルパーと子どもだけの留守番などはできません。

※詳細なサービス内容等は、子育て包括支援センターにお問い合わせください。



利用方法

1. 利用申請

申請時期は、妊娠中から産後4か月未満までとなります。
申請は、鳴門市子育て世代包括支援センターの窓口及び郵送にて受け付けます。利用希望日の1週間前までに提出ください。

2. 個別支援プランの作成

利用にあたり、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターが、お母さんと赤ちゃんの健康状態や家庭での育児の状況などの様子や希望をお伺いし、「個別支援プラン」を作成します。この「個別支援プラン」は、利用するホームヘルプサービス提供事業所に提供されます。

3. 利用の決定

利用が承認された方には、「利用承認通知書」が送付されますので、事業所と利用日時などの調整をしてください。

4. サービスの利用

決められた日時にヘルパーが訪問いたします。
利用料金は、直接ヘルパーにお支払いください。
サービスを利用した後に、ヘルパーが提出する報告書にサイン又は押印してください。



★留意事項★

- ※日時の変更やキャンセルなどは利用日の2日前、午後5時までに、子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）までご連絡ください。それ以降の変更・キャンセルについては、利用料が必要となります。
- ※対象者としての要件が欠けていたり、不正な手段により利用しようとした場合やヘルパーの派遣が困難だと認められる行為があった場合は、利用を中止、又は停止することがあります。

<お問い合わせ先>

〒772-8501
鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2
鳴門市役所 子育て世代包括支援センター
TEL：684-1561 FAX：684-1561
E-mail：neuvola@city.naruto.i-tokushima.jp



<ヘルパー派遣事業所>

社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会
TEL：686-4073